

特定医療法人 扇翔会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

特定医療法人扇翔会は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条の規定に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定しております。

1. 計画期間

2025（令和7）年4月1日～2028（令和10）年3月31日までの3年間

2. 目標と取組み内容・実施時期

目標1：女性職員の管理職登用に向けたキャリアアップ研修に、毎年1名以上受講し、女性管理職の登用を推進する。

<取組み内容>

- 2025（令和7）年から、毎年4月～6月に各部署の管理職に意見を聴取し、候補者を選定する。
- 対象者より、管理職養成プログラムに1名以上参加する。

目標2：柔軟な働き方を実現するための「短時間勤務」または「始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ」制度の院内周知を行う。2028（令和10）年までには3名以上が利用している。

<取組み内容>

- 2025（令和7）年4月から、本制度及び育児・介護休業制度の院内説明会を年に2回実施する。
- 2025（令和7）年6月から、対象となる職員を把握し、対象者には面談の上、説明及び希望の確認を行う。

以上